福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
重要事項説明書

1.開設者

社会福祉法人ジェイエー長野会
（住所）長野県長野市大字南石堂町 1177-3

2．事業の基本方針

（福祉用具貸与）

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた福祉用具貸与計画に基づき、適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常の生活上の便宜をはかり、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとします。

（介護予防福祉用具貸与）

その利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた介護予防福祉用具貸与計画に基づき、適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとします。

3．ご利用事業所

事業者名	福祉用具ステーション	
介護保険事業所番号 （予防含む）	第　2071701649　号 （平成 30 年４月１日指定）	
住所	佐久市桜井６７１番地１	
事業所長・連絡電話番号	木内　泰明	0267-64-5624
通常のサービスの実施地域	小諸市、佐久市、佐久穂町、御代田町、軽井沢町、立科町、東御市（旧東部町を除く）	

4．ご利用事業所の職員体制等

職種	人　　員
事業所長	１名（兼務）
福祉用具専門相談員	２名（常勤１名、兼務２名）

（2024.10.1 現在）

５．営業日・営業時間・休業日

営業日	営業時間	休業日
月曜日から金曜日	午前８時３０分～ 午後５時３０分	日曜日及び１２月３１日、１月１日～１月３日その他管理者が認めた場合は休業となる場合があります。

６．提供するサービスの内容

貸与する福祉用具の種目は次のとおりです。

要支援及び要介護１

① 手すり、　②スロープ、　③歩行器、　④歩行補助つえ

要支援及び要介護１の利用者については、以下のとおり保険者が認めた場合に貸与の対象となります。

＊次のいずれかに該当する者

(１)車いす及び車いす付属品

① 日常的に歩行が困難な者

② 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者

(２)特殊寝台及び特殊寝台付属品

① 日常的に起き上がりが困難な者

② 日常的に寝返りが困難な者

(３)床ずれ防止用具及び体位変換器

日常的に寝返りが困難な者

(４)認知症老人徘徊感知機器

① 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者

② 移動において全介助を必要としない者

(５)移動用リフト（つり具部分を除く）

① 日常的に立ち上がりが困難な者

② 移乗が一部又は全介助を必要とする者

③ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

具体的な品目については別添「福祉用具レンタルカタログ」のとおりです。

７．サービス利用基本料金および利用者負担

（１） 利用者負担金は、別添「福祉用具レンタルカタログ」の通りとし、負担割合証に基づき当該料金の負担をしていただきます。

（２） 貸与期間が１ヶ月に満たない場合は次の料金になります。

① 貸与開始が１日から１５日の場合は、１ヶ月分の料金

② 貸与開始が１６日から末日の場合は、１か月分の半額の料金
③ 貸与終了が１日から１５日の場合は、１ヶ月分の半額料金
④ 貸与終了が１６日から末日の場合は、１か月分の料金

貸与開始日は商品を利用者宅へ納品した日、終了日は電話等で連絡いただいた日とします。

（３）消費税について

消費税の課税・非課税については、別添「福祉用具貸与の対象種目および利用料金」のとおりです。

（４）サービス提供地域外の場合の交通費等

① 通常の事業の実施地域以外の場合は１㎞あたり 45 円（税込み）をいただきます。

② 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の費用（クレーン車使用など）搬入場所等の条件により実費をいただく場合があります。

（５）介護保険給付限度額超過の場合

要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過するサービス提供分については、超過分につき全額自己負担となります。

（６）利用料の支払

月末に締切り、翌月10日以降に請求書を送付します。原則として、利用者又は利用者代理人の指定したＪＡ貯金口座又は三菱UFJニコス口座振替決済代行可能の金融機関口座からの振替（口座振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。やむをえず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者に支払い、利用者はその後市町村から保険給付分（９割または８割または7割）を受けとることになります。

・口座振替日

JA貯金口座

利用月の翌月21日（ただし、21日が金融休業の場合は翌営業日となります。）

JA以外の金融機関口座

利用月の翌々月１２日（ただし、12日が金融休業の場合は翌営業日となります。）

・三菱UFJニコス口座振替決済代行可能の金融機関

郵便局、都市銀行の全行、地方銀行の全行、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部取扱不可）、信託銀行（一部取扱不可）

（７）キャンセル

利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに（前日までに）次の連絡先までご連絡ください。

キャンセル連絡先	ＴＥＬ　0267-64-5624

８．苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	電話・ＦＡＸ	対応者
福祉用具ステーション	TEL　0267-64-5624 FAX　0267-64-5615	木内　泰明
さく地域事業本部	TEL　0267-82-1122	
佐久市役所　高齢者福祉課	TEL　0267-62-3157	
臼田支所　高齢者児童福祉係	TEL　0267-82-3124	
望月支所　高齢者児童福祉係	TEL　0267-53-3111	
浅科支所　高齢者児童福祉係	TEL　0267-58-2078	
佐久平・浅間地域包括支援センター	TEL　0267-88-6281	
岩村田・東地域包括支援センター	TEL　0267-67-6910	
中込地域包括支援センター	TEL　0267-64-1751	
野沢地域包括支援センター	TEL　0267-63-8430	
臼田地域包括支援センター	TEL　0267-81-5100	
浅科・望月地域包括支援センター	TEL　0267-53-8801	
佐久穂町八千穂庁舎　保健福祉課	TEL　0267-88-2525	
佐久穂町地域包括支援センター	TEL　0267-88-2951 TEL　0267-88-2506	
小諸市　高齢福祉課	TEL　0267-22-1700	
小諸市地域包括支援センター	TEL　0267-26-2250 TEL　0267-24-1051	
御代田町　町民課	TEL　0267-32-3111	
御代田町地域包括支援センター	TEL　0267-31-2510	
軽井沢町　福祉課	TEL　0267-45-8524	
軽井沢町地域包括支援センター	TEL　0267-45-3269	
立科町　町民課高齢者支援課	TEL　0267-56-2311	
立科町地域包括支援センター	TEL　0267-88-8418	
東御市　福祉課	TEL　0267-64-8888	
東御市地域包括支援センター	TEL　0267-64-5000	
国民健康保険団体連合会	TEL　026-238-1580	

９　事故等緊急時の対応

訪問時に容態の急変・事故等が発生した場合は、救急、家族、居宅介護支援事業者（介護支援専門員）へ連絡をいたします。

令和　　年　　月　　日

私は、重要事項説明書・取扱い説明書の交付及び商品の使用方法に対しての説明を受けました。

○利用者

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

○ 利用者代理人

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

（本人との関係　　）

住　所　　長野県佐久市桜井６７１番地１

事業所　　福祉用具ステーション

管理者　　木内　泰明　　印

説明者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

福祉用具レンタルカタログ

	種目	品名	単価 （月額）	個 数	利用料 （10 割）	利用者 負担額
レンタル商品および利用料	車いす					
	車いす附属品					
	特殊寝台					
	特殊寝台附属品					
	特殊寝台附属品					
	特殊寝台附属品					
	特殊寝台附属品					
	じょく瘡予防用具					
	体位変換器					
	手すり					
	手すり					
	スロープ					
	歩行器					
	歩行補助つえ					
	痴呆性徘徊感知器					
	移動用リフト					
		合計				